■景観形成基準チェックリスト①　　　　　　　　　　（１／２）

|  |  |
| --- | --- |
| 行　為 | 建築物及び工作物の新築・新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 |
| ゾーン | 田園居住ゾーン |
| 景観形成方針 | **○ふるさとを感じさせる田園風景をまもる****○田園風景に調和した集落の景観をつくる****○田園風景と調和した美しい沿道景観をつくる** |

|  |  |
| --- | --- |
| **地域や周辺の特徴** |  |
| **事項** | **基準** | **配慮・工夫した事項** | **適合** |
| 位置 | ・歴史的建造物などの優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること |  | □ |
| ・道路などに接する敷地境界線からはできる限り多く後退した位置とし、道路側に空地を確保すること |  | □ |
| ・周辺との調和を考えたバランスのよい配置とすること |  | □ |
| ・樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺などが敷地内にある場合には、一体的な整備などを行い、修景に活かせるように配置すること |  | □ |
| 規模 | ・周囲の街並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とすること |  | □ |
| ・周囲に圧迫感を与えないよう空地を確保すること |  | □ |
| ・高層の場合には、十分な空地を確保すること |  | □ |
| ・河畔や古墳、社寺林など、良好な自然景観の周辺にあっては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとすること |  | □ |
| ・周囲の山並みへの眺望に配慮した高さとすること |  | □ |
| 形態 | ・周囲の建築物、背景のスカイラインなどの周辺景観との調和及び地域の特性に配慮し、全体的に違和感のない形態とすること |  | □ |
| ・携帯基地局の鉄塔等は、「鋼管柱」の採用を検討すること |  | □ |

　（２／２）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **事項** | **基準** | **配慮・工夫した事項** | **適合** |
| 色彩 | ・外観の色彩の制限は、色彩基準のとおりとすること |  | □ |
| ・携帯基地局の鉄塔等は、「濃茶」又は「灰色（低光沢Ｎ4.5相当）」を基本に、周辺環境との調和に配慮すること |  | □ |
| 意匠 | ・全体としてまとまりのある意匠とすること |  | □ |
| ・歴史的建造物などが多い地域にあっては、周囲の歴史的景観との調和に配慮した意匠とすること |  | □ |
| ・外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないなど、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とするとともに、道路などから見えない位置に設置すること |  | □ |
| ・屋外階段、ベランダなど建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和に配慮し、繁雑にならないようにすること |  | □ |
| ・道路、河川若しくは公園に面し、又は道路、河川若しくは公園から見える壁面などは、公共性の高い部分として、その意匠に配慮すること |  | □ |
| 素材 | ・周辺景観との調和に配慮した素材を使用すること |  | □ |
| 敷地の緑化 | ・敷地内においては、植樹及び植栽の配置を考慮し、適宜低木や高木を植栽するなど、十分な緑化を行うこと |  | □ |
| ・必要に応じ建築物などの周囲を緑化し、圧迫感を軽減すること |  | □ |
| ・敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣とすること |  | □ |
| その他 | ・太陽光発電施設の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用すること |  | □ |
| ・太陽光発電施設は、周辺景観との調和に配慮した配置や規模・高さとなるよう努めること |  | □ |

■景観形成基準チェックリスト②　　　　　　　　　　（１／２）

|  |  |
| --- | --- |
| 行　為 | 建築物及び工作物の新築・新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 |
| ゾーン | 市街地ゾーン |
| 景観形成方針 | **○やすらぎの感じられる住宅地景観をつくる****○にぎわいのある商業地の街並みをつくる****○周辺との調和に配慮した工業地景観をつくる****○沿道の特性にみあった美しい沿道景観をつくる** |

|  |  |
| --- | --- |
| **地域や周辺の特徴** |  |
| **事項** | **基準** | **配慮・工夫した事項** | **適合** |
| 位置 | ・歴史的建造物などの優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること |  | □ |
| ・道路などに接する敷地境界線から後退した、周囲の街並みとの調和に配慮した位置とするとともに、隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すこと |  | □ |
| ・周辺との調和を考えたバランスのよい配置とすること |  | □ |
| ・樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺などが敷地内にある場合には、一体的な整備などを行い、修景に活かせるように配置すること |  | □ |
| 規模 | ・周囲の街並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とすること |  | □ |
| ・周囲に圧迫感を与えないよう空地を確保すること |  | □ |
| ・高層の場合には、十分な空地を確保すること |  | □ |
| 形態 | ・周囲の建築物、背景のスカイラインなどの周辺景観との調和及び地域の特性に配慮し、全体的に違和感のない形態とすること |  | □ |
| ・携帯基地局の鉄塔等は、「鋼管柱」の採用を検討すること |  | □ |
| 色彩 | ・外観の色彩の制限は、色彩基準のとおりとすること |  | □ |
| ・携帯基地局の鉄塔等は、「濃茶」又は「灰色（低光沢Ｎ4.5相当）」を基本に、周辺環境との調和に配慮すること |  | □ |

　（２／２）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **事項** | **基準** | **配慮・工夫した事項** | **適合** |
| 意匠 | ・全体としてまとまりのある意匠とすること |  | □ |
| ・歴史的建造物などが多い地域にあっては、周囲の歴史的景観との調和に配慮した意匠とすること |  | □ |
| ・外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないなど、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とするとともに、道路などから見えない位置に設置すること |  | □ |
| ・屋外階段、ベランダなど建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和に配慮し、繁雑にならないようにすること |  | □ |
| ・道路、河川若しくは公園に面し、又は道路、河川若しくは公園から見える壁面などは、公共性の高い部分として、その意匠に配慮すること |  | □ |
| 素材 | ・周辺景観との調和に配慮した素材を使用すること |  | □ |
| 敷地の緑化 | ・敷地内においては、植樹及び植栽の配置を考慮し、適宜低木や高木を植栽するなど、十分な緑化を行うこと |  | □ |
| ・必要に応じ建築物などの周囲を緑化し、圧迫感を軽減すること |  | □ |
| ・敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣とすること |  | □ |
| その他 | ・太陽光発電施設の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用すること |  | □ |
| ・太陽光発電施設は、周辺景観との調和に配慮した配置や規模・高さとなるよう努めること |  | □ |

■景観形成基準チェックリスト③　　　　　　　　　　（１／２）

|  |  |
| --- | --- |
| 行　為 | 建築物及び工作物の新築・新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 |
| ゾーン | 玉村宿重点景観形成ゾーン |
| 景観形成方針 | **○旧宿場町の風情が感じられる街並みをまもる****○町のシンボルとなる景観資源をまもり・いかす** |

|  |  |
| --- | --- |
| **地域や周辺の特徴** |  |
| **事項** | **基準** | **配慮・工夫した事項** | **適合** |
| 位置 | ・歴史的建造物などの優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること |  | □ |
| ・周囲の街並みの壁面や軒との調和に配慮した位置とすること |  | □ |
| ・樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺などが敷地内にある場合には、一体的な整備などを行い、修景に活かせるように配置すること |  | □ |
| 規模 | ・周囲の街並み及び周辺の景観と調和した規模とすること |  | □ |
| ・建築物の階数は原則２階建てとし、できる限り３階建てを超えないようにすること |  | □ |
| ・工作物は、八幡宮の本殿や周辺のの高さとの調和に配慮した高さとすること |  | □ |
| ・大規模な建築物の場合には、周囲に圧迫感を与えないよう空地を確保すること |  | □ |
| 形態 | ・周囲の建築物、背景のスカイラインなどの周辺景観との調和及び地域の特性に配慮し、全体的に違和感のない形態とすること |  | □ |
| ・携帯基地局の鉄塔等は、「鋼管柱」の採用を検討すること |  | □ |
| 色彩 | ・外観の色彩の制限は、色彩基準のとおりとすること |  | □ |
| ・携帯基地局の鉄塔等は、「濃茶」又は「灰色（低光沢Ｎ4.5相当）」を基本に、周辺環境との調和に配慮すること |  | □ |

　（２／２）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **事項** | **基準** | **配慮・工夫した事項** | **適合** |
| 意匠 | ・全体としてまとまりのある意匠とすること |  | □ |
| ・旧宿場町の面影を残す歴史的景観との調和に配慮した意匠とすること |  | □ |
| ・外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないなど、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とするとともに、道路などから見えない位置に設置すること |  | □ |
| ・屋外階段、ベランダなど建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和に配慮し、繁雑にならないようにすること |  | □ |
| ・道路、河川若しくは公園に面し、又は道路、河川若しくは公園から見える壁面などは、公共性の高い部分として、その意匠に配慮すること |  | □ |
| 素材 | ・周辺景観との調和に配慮した素材を使用すること |  | □ |
| 敷地の緑化 | ・敷地内においては、植樹及び植栽の配置を考慮し、適宜低木や高木を植栽するなど、十分な緑化を行うこと |  | □ |
| ・大規模な建築物の場合には、建築物などの周囲を緑化し、圧迫感を軽減すること |  | □ |
| ・敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣とすること |  | □ |
| その他 | ・太陽光発電施設の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用すること |  | □ |
| ・太陽光発電施設は、周辺景観との調和に配慮した配置や規模・高さとなるよう努めること |  | □ |

■景観形成基準チェックリスト④　　　　　　　　　（１／１）

|  |  |
| --- | --- |
| **行　為** | 屋外における物品の集積又は貯蔵 |
| **ゾーン** | ゾーン共通 |

|  |  |
| --- | --- |
| **地域や周辺の特徴** |  |
| **事項** | **基準** | **配慮・工夫した事項** | **適合** |
| 集積、貯蔵の方法 | ・道路などから見えにくいようにすること |  | □ |
| ・道路などに接する敷地境界からは、遠隔地より集積又は貯蔵を始めること |  | □ |
| ・物品を積み上げる場合には、高さをおさえ、周囲に圧迫感を与えないようにすること |  | □ |
| 遮へい | ・周辺の道路などからの遮へいに配慮した敷地内及び敷地周囲の緑化を行うこと |  | □ |

■景観形成基準チェックリスト⑤　　　　　　　　　（１／１）

|  |  |
| --- | --- |
| **行　為** | 地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取 |
| **ゾーン** | ゾーン共通 |

|  |  |
| --- | --- |
| **地域や周辺の特徴** |  |
| **事項** | **基準** | **配慮・工夫した事項** | **適合** |
| 遮へい | ・周辺の道路などからの遮へいに配慮した敷地周囲の緑化を行うこと |  | □ |
| 事後の措置 | ・掘採又は採取後の法面などは、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行うこと |  | □ |

■景観形成基準チェックリスト⑥　　　　　　　　　（１／１）

|  |  |
| --- | --- |
| **行　為** | 土地の区画形質の変更(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を含む) |
| **ゾーン** | ゾーン共通 |

|  |  |
| --- | --- |
| **地域や周辺の特徴** |  |
| **事項** | **基準** | **配慮・工夫した事項** | **適合** |
| 土地の形状 | ・大規模な法面及び擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行うこと |  | □ |
| ・擁壁は、周辺景観との調和に配慮し、前面の緑化や遮へい樹林などによる影響の軽減を行うこと |  | □ |
| 緑化 | ・敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺などを保全し、従前の近接性を担保するとともに、積極的に活用すること |  | □ |